2026 年 11 月 20 日

お客さま 各位

株式会社 荘内銀行

口座の売買・譲渡・譲受・貸借は「犯罪」です
～ 預金口座不正利用に関する注意喚起 ～

近年、SNS 型投資詐欺や SNS 型ロマンス詐欺、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害が増加する中で、詐欺による犯罪被害金の振込先等として用いられる預金口座は、「犯罪者が他人になりすまして開設した口座」や「他人から口座の売買・貸借により取得したり借り受けしたりした口座」となっています。

口座の売買、譲渡、譲受、貸借等は犯罪であり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、3 年以下の拘禁刑、もしくは 500 万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

罰則の対象行為

■買う、譲り受ける行為　■売る、譲り渡す行為　■勧誘、誘引

対象となる金融サービス例

■通帳　■キャッシュカード　■インターネットバンキングの ID やパスワード　等

当行では、口座の売買・譲渡等による詐欺など不正利用が疑われる取引について、お客さまへ連絡し確認を行う場合がございます。

また、預金口座の不正利用が判明した場合、口座の利用を停止し解約するなど厳格に対応させていただきます。さらに他の金融機関でも保有するすべての口座が凍結され、将来にわたって新たな口座開設、銀行取引ができなくなるなど、重大な結果を招く場合があります。

口座の売買、譲渡、譲受、貸借等は絶対に行わないでください。

【関連リンク先】

・一般社団法人全国銀行協会 ウェブサイト「金融犯罪の手口」
https://www.zenginkyo.or.jp/hanzai/

・警察庁 ウェブサイト「令和８年犯罪収益移転防止法の改正について」
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/hansyu/houritukaisei.html

以　上